

月曜かい

野外活動のもしもの備え

2025年6月18日

樹脂製造部 業務課 本田

今年の梅雨も気づけば終わり、夏も足早に近づいてきました。

暑さを感じる日が増え、キャンプやバーベキューなど、自然の中で過ごす機会もこれから増えてくる季節です。

そこで今回は、野外活動を安全に楽しむための“もしもの備え”についてをご紹介します。

これから家族や仲間とアウトドアを予定されている方にとって、少しでもお役に立てば幸いです。

“もしもの備え”とは？

夏での野外活動における基本的な注意点としてざっと挙げられるものは

- 1 熱中症
- 2 虫刺され・けが防止
- 3 天候の急変

とありますが、今回は去年10/19に開催した野外活動サークルで実際にあった話を紹介したいと思います。

この日は泊りの方も多く、各自テントで朝を迎えていました。突然「アッ！」と大きな声がし、皆が見に行ってみるとこのような光景が・・・

大きな枝が落ちている



車に大きな凹みが



良い車に大きな凹みが・・・

よくニュースでは聞くと思いますが、このようなことが実際にありました。
人に怪我がないのは幸いですが、このようにモノにも事故が・・・

安全に考慮して行っており、経験者が多いので木の近くでテントを張ることはしませんでしたが、こちらも考慮するとなると正直楽しいものも楽しめません。

怪我、事故にあわない様に気付けるのは当然ではありますが、気を付けても避けられないものというものは実際に起こります。

今回はその際の“もしもの備え”を紹介いたします。

今回の物損により修理が発生し、大損をしそうですが・・・実はキャンプ場によって保険が適用される場合があります。利用者が保険に加入する場合もありますが、その逆でキャンプ場を管理する側が入る保険というものがあります。

※参考資料

**キャンプ場経営者の
皆さま必見！！**

**キャンプ場の運営・管理
賠償責任・見舞金をワイ**

**第三者に対する賠償責任保険
<施設所有（管理）者賠償責任保険>**

キャンプ場の運営・管理に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

**キャンパーがケガをした場合の見舞金保険
<レジャー・サービス施設費用保険>**

キャンプ場内でキャンパーが急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被り、その直接の結果として、死亡した場合または医師の治療を受けた場合に、キャンプ場としてその責任の有無にかかわらず事故対応のために支払う見舞費用等に対して保険金をお支払いします。

また、キャンプ場内の建物・工作物等が火災、落雷、爆発等の事故により損害を受け、そのキャンプ場でキャンパーが死亡した場合または医師の治療を受けた場合に、被保険者の家族が現地に赴くための交通費、ホテル代も補償されます。

(被災者対応費用)



今回選んだキャンプ場はこの保険に入っていることで、なんと全額保証！
60万の出費に頭を悩まされずに済んだと当事者は語っていました。

利用者側が保険に加入するというのにはありますが、保険に加入している場所を皆さん選んでいますでしょうか？また、利用規約などは確認していますでしょうか？

もしものことが起こらないように注意をするのが一番ですが、もしもが起こってしまう場合も想定しておく。

これが本当の**“もしもの備え”**というものだと思います。

以上、野外活動の**“もしもの備え”**のお話でした。

野クルは、キッカケの場、交流の場として活動しています。
たまにはデジタルから離れてみませんか？
是非、参加してみたい方は 塗装 梶原Cまでご連絡をお願いします！

